

○長崎大学大学院医歯薬学総合研究科学位審査規程

平成16年4月1日

医歯薬学総合研究科規程第6号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 博士課程修了認定に係る学位審査（第2条—第9条）

第3章 修士課程及び博士前期課程の修了認定に係る学位審査（第10条—第16条）

第4章 博士後期課程修了認定に係る学位審査（第17条—第24条）

第5章 博士課程又は博士後期課程を経ない者に係る学位審査（第25条—第32条）

第6章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「規則」という。）

第22条の規定に基づき、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）  
における学位審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 博士課程修了認定に係る学位審査

（論文提出の資格）

第2条 規則第5条第1項の規定により博士課程修了認定のために学位論文（以下「論文」という。）の審査を受けようとする者（以下「博士課程修了予定者」という。）は、博士課程に3年以上在学し、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科規程（平成16年医歯薬学総合研究科規程第1号。以下「規程」という。）第8条及び第8条の2に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては、2年以上あれば足りるものとする。

（論文提出の時期）

第3条 論文は、在学中に提出するものとし、提出の時期は、博士課程第4年次の9月以降とする。ただし、後期の始めに入学した者（以下「秋季入学者」という。）にあつては博士課程第4年次の3月以降とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

(論文提出の手続)

第4条 博士課程修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願 2部
- (2) 論文 2部 (他に電子データを提出すること。)
- (3) 論文目録 2部
- (4) 論文内容の要旨 (2,000字以内) 3部 (他に電子データを提出すること。)
- (5) 参考論文を添付する場合 3部

2 論文は、公表されたもの又は公表することが確約されたものでなければならない。

3 第1項第1号、第3号及び第4号に規定する書類の様式は、別に定める。

(受理審査)

第5条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、教授会に論文の受理審査を付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

2 教授会は、前項の受理審査を行う際は、単位の修得状況及び論文内容の要旨等について主任指導教員の説明を求めた上で、受理すべきか否かについて審議し、研究科長に報告する。

(学位審査委員)

第6条 教授会は、前条第1項の規定により受理すべきものと決定したときは、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

2 前項に定めるもののほか、先進予防医学共同専攻においては、長崎大学大学院学則(平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。)第7条の4第2項に規定する構成大学院(以下「構成大学院」という。)のうち、他の大学院から研究指導教員の資格を有する者各1人を副査として審査委員に加えることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第7条 学位審査委員は、第5条の審査の日から6週間以内に論文の審査及び最終試験を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 第1項の報告は、別に定める論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨により行うものとする。

(課程修了の可否)

第8条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

2 先進予防医学共同専攻において、前項の議決を行う場合は、規則第12条第3項に規定する協議の場（以下「構成大学院間の協議の場」という。）における審議を経なければならない。

(学位授与の期日)

第9条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

(1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末

(2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第24条第4項及び第5項のただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者のうち、3年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

### 第3章 修士課程及び博士前期課程の修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第10条 規則第4条の規定による課程修了の認定のために論文の審査を受けようとする者（以下「修士課程及び博士前期課程修了予定者」という。）は、修士課程又は博士前期課程に1年以上在学し、規程第7条、第7条の2及び第9条に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。

(論文提出の時期)

第11条 論文は、在学中に提出するものとし、その提出の時期は、修士課程及び博士前期課程は最終学年の2月以降とする。ただし、修士課程及び博士前期課程の秋季入学者にあつては最終学年の8月以降とする。

(論文提出の手続)

第12条 修士課程及び博士前期課程修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

(1) 学位論文審査願 2部

(2) 論文 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）

(3) 論文内容の要旨（2,000字以内） 2部（他に審査用として必要部数を添付すること。）

2 前項第1号及び第3号に規定する書類の様式は、別に定める。

(学位審査委員)

第13条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、教授会に論文の審査を付議するものとし、教授会は、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに生命薬科学専攻博士前期課程にあつては、教授会が必要であると認めるときは、2人を限度として研究科の教育を担当する教員で教授会構成員以外の者(研究指導担当適格者に限る。)を前項本文の学位審査委員とすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、災害・被ばく医療科学共同専攻においては、構成大学院のうち、他の大学院から研究指導教員の資格を有する者1人を副査として審査委員に加えることができる。

(論文の審査及び最終試験)

第14条 学位審査委員は、所定の期日までに論文の審査及び最終試験を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 第1項の報告は、別に定める論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果報告により行うものとする。

(課程修了の可否)

第15条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

2 災害・被ばく医療科学共同専攻において、前項の議決を行う場合は、構成大学院間の協議の場における審議を経ているなければならない。

(学位授与の期日)

第16条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた者に対する学位授与の期日は、学期末とする。

第4章 博士後期課程修了認定に係る学位審査

(論文提出の資格)

第17条 規則第5条第1項の規定により博士後期課程修了認定のために論文の審査を受

けようとする者（以下「博士後期課程修了予定者」という。）は、博士後期課程に2年以上在学し、規程第10条に規定する単位を修得した者又は修得が確実に見込まれる者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては、1年以上あれば足りるものとする。

（論文提出の時期）

第18条 論文は、在学中に提出するものとし、提出の時期は、博士後期課程第3年次の1月以降とする。ただし、秋季入学者にあつては博士後期課程第3年次の7月以降とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者の論文提出の時期は、別に定める。

（論文提出の手続）

第19条 博士後期課程修了予定者は、次に掲げる書類を主任指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願 2部
- (2) 論文 2部（他に電子データを提出すること。）
- (3) 論文目録 2部
- (4) 論文内容の要旨（2,000字以内） 3部（他に電子データを提出すること。）
- (5) 論文の基礎となる学術論文 1部（他に電子データを提出すること。）
- (6) 参考論文を添付する場合 3部

2 前項第1号、第3号及び第4号に規定する書類の様式は、別に定める。

（受理審査）

第20条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があつたときは、教授会に論文の受理審査を付議した上、受理すべきか否かの決定を行うものとする。

2 教授会は、前項の受理審査を行う際は、単位の修得状況及び論文内容の要旨等について主任指導教員の説明を求めた上で、受理すべきか否かについて審議し、研究科長に報告する。

（学位審査委員）

第21条 教授会は、前条第1項の規定により受理すべきものと決定したときは、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

（論文の審査及び最終試験）

第22条 学位審査委員は、第20条の審査の日から6週間以内に論文の審査及び最終試験

を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 第1項の報告は、別に定める論文審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨により行うものとする。

(課程修了の可否)

第23条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、課程修了の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(学位授与の期日)

第24条 論文の審査及び最終試験に合格し、課程修了の認定を受けた次の各号に掲げる者に対する学位授与の期日は、それぞれ当該各号に掲げる日とする。

(1) 標準修業年限以内に合格した者 学期末

(2) 標準修業年限を超えて在学した者 合格した日

2 前項第1号の規定にかかわらず、規程第24条第8項ただし書の規定により在学期間を短縮されることとなる者のうち、1年を超えて在学する者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

第5章 博士課程又は博士後期課程を経ない者に係る学位審査

(論文提出の資格)

第25条 規則第5条第2項の規定により論文を提出して学位を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 博士課程に4年以上又は博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者

(2) 大学(医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。)を卒業した後、5年以上の医学、歯学又は薬学に関する研究歴を有する者。ただし、医学に関する研究歴のうち臨床医学における研究歴は、医師免許取得後2年間の臨床研修後から起算するものとする。

(3) 博士前期課程又は修士課程を修了した後、5年以上の医学、歯学又は薬学に関する研究歴を有する者

(4) 大学(医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を除く。)を卒業した後、7年以上の医学、歯学又は薬学に関する研究歴を有する者

(5) その他教授会が前3号に掲げる者と同等以上と認めた者

2 前項第2号, 第3号及び第4号に規定する医学, 歯学又は薬学に関する研究歴とは, 次に掲げるものをいう。

- (1) 大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 大学院の学生として研究科に在学した期間
- (3) 研究生として学部, 研究科等に在学した期間
- (4) その他教授会において, 前各号と同等以上と認めた期間  
(論文提出の手続)

第26条 申請者が論文の審査を願い出る場合は, 次に掲げる書類に所定の審査手数料を添え, 指導を受けた研究科の教授及び准教授(以下「指導教員」という。)又は論文の紹介をする教授(以下「紹介教授」という。)を経て, 研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書 2部
- (2) 論文 2部(他に電子データを提出すること。)
- (3) 論文目録 2部
- (4) 論文内容の要旨(2,000字以内) 3部(他に電子データを提出すること。)
- (5) 参考論文を添付する場合 3部
- (6) 履歴書 3部
- (7) 最終出身校の卒業証明書, 修了証明書又は単位修得退学証明書等 1部
- (8) 研究期間証明書(ただし, 前条第1項第1号に定める者を除く。) 1部

2 前項第1号, 第3号, 第4号, 第6号及び第8号に規定する書類の様式は, 別に定める。

3 論文は, 原則として, 公表したものでなければならない。

4 学位記に付記する専攻分野の名称を薬学又は薬科学とすることを希望する者は, 第1項各号に定める書類のほか, 論文の基礎となる学術論文1部(他に電子データを提出すること。)を提出するものとする。

(学位申請者資格審査委員会)

第27条 申請者の論文提出の資格を審査するため, 教授会に学位申請者資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)を置く。

2 資格審査委員会に関し必要な事項は, 別に定める。

(受理審査)

第28条 研究科長は, 第26条第1項の規定により論文の提出があったときは, 資格審査委員会の審査を経て, 教授会に論文の受理審査を付議した上, 受理すべきか否かの決定を行うものとする。

2 教授会は、前項の受理審査を行う際は、申請者の経歴及び論文内容の要旨等について指導教員又は紹介教授の説明を求めた上で、受理すべきか否かについて審議し、研究科長に報告する。

(学位審査委員)

第29条 教授会は、前条第1項の規定により受理すべきものと決定したときは、教授会構成員のうちから学位審査委員として主査1人及び副査2人以上を選出する。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

(論文の審査、試験及び試問)

第30条 学位審査委員は、第28条の審査の日から6週間以内に論文の審査、試験及び試問を行い、その結果を教授会に報告するものとする。

2 前項の試験は、論文を中心とし、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 第1項の試問は、口頭又は筆答により、専攻する学術に関し、博士課程又は博士後期課程を終えて学位を授与された者と同等以上の学識を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語については、1種類を課す。

4 第25条第1項第1号に該当する者が退学後4年以内に論文を提出したときは、前項の試問を免除することができる。

5 第1項の報告は、別に定める論文審査の結果の要旨及び試験及び試問の結果の要旨により行うものとする。

(学位授与の可否)

第31条 教授会は、前条第1項の報告に基づき、学位授与の可否を審議し、学長に意見を述べるものとする。

(学位授与の期日)

第32条 論文の審査並びに試験及び試問に合格した者に対する学位授与の期日は、合格した日とする。

## 第6章 雑則

(補則)

第33条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。



附 則（平成18年3月22日医歯薬学総合研究科規程第2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日医歯薬学総合研究科規程第4号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日医歯薬学総合研究科規程第4号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月12日医歯薬学総合研究科規程第4号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科学位審査規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年8月6日医歯薬学総合研究科規程第6号）

この規程は、平成22年8月6日から施行する。

附 則（平成24年3月16日医歯薬学総合研究科規程第3号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在研究科生命薬科学専攻修士課程に在学している者に係る学位審査委員については、改正後の第13条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月12日医歯薬学総合研究科規程第1号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日までに長崎大学病院において医員として勤務した期間については、改正後の長崎大学大学院医歯薬学総合研究科学位審査規程第25条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日医歯薬学総合研究科規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日医歯薬学総合研究科規程第10号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日医歯薬学総合研究科規程第6号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月1日医歯薬学総合研究科規程第7号）

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和3年9月6日医歯薬学総合研究科規程第5号）

この規程は、令和3年9月6日から施行する。